

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から平成 15 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から平成 15 年 9 月まで

申立期間当初は、当時の妻が私の国民年金保険料を納付していた。その後離婚したが保険料を納付していたことについては、間違いないと聞いている。その後の保険料についても再婚後の妻が納付していたと聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の二人の元妻が申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間は 26 年を超える長期間であり、元妻それぞれの婚姻期間に係る申立期間に相当する期間は大部分が未納である上、申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人は保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間当初の昭和 52 年 7 月に転入した A 市においては、申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できず、当該転入前に居住していた B 市の 59 年 5 月 10 日付けの年度別納付状況リストによれば、申立人は 50 年 10 月以降の保険料を未納のまま不在の記録となっており、申立人の国民年金の住所変更手続きが行われていなかった状況が推察されるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことを踏まえると、申立期間当時、申立人に納付書は送付されず、保険料の納付は行えなかったと考えられる。

さらに、申立期間の一部は、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、この頃には年金記録業務のオンライン化、電子計算機による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事

務処理の機械化が進んでいることから、記録漏れ、記録誤り等があったものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。